



件名

定住支援の拡充について

本市では、これまでも、定住人口の増加を図る目的で、市内における住宅の取得者に対し定住促進住宅取得助成金、一定の所得以下の者の婚姻による新生活の費用を支援する結婚新生活支援補助金や空き家・空き地情報バンクを通じて成約した空き家に定住された方に対し空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金を交付してきているが、令和6年度から拡充するので、報告いたします。

1 定住促進住宅取得助成金の拡充について

- ・新婚世帯の助成金限度額 50万円 ⇒ 100万円
婚姻後も小矢部市に住み続けていただくため、新婚世帯の転入要件を撤廃し、助成金限度額を統一する。
- ・新婚世帯の要件緩和 婚姻後3年以内 ⇒ 婚姻後5年以内
子供が生まれ、少し落ち着いてから住宅の取得を検討いただく期間を設けるため要件緩和する。
- ・中古物件取得後の当該物件のリフォーム費用も対象経費に
住宅建築コストの大幅な高騰により、中古物件にも注目が集まっていることから、住宅取得助成金の範囲内（新婚:上限100万円、転入:上限50万円）で、取得した中古物件のリフォーム費用も対象とする。

2 結婚新生活支援補助金の拡充について

- ・新生活費用に家賃を追加
婚姻後も小矢部市に住み続けていただくため、世帯所得500万円未満で、夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下の者の新生活費用として、敷金、礼金、共益費、引越費用を補助してきたが、これに家賃を追加する。

3 空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金の拡充について

- ・家財道具等処分費助成金の新設 補助率1/2（上限10万円）
住宅建築コストの大幅な高騰により、中古物件にも注目が集まっていることから、家財道具等の処分に要した費用の一部を助成し、空き家情報バンク登録の促進を図る。
- ・賃貸者促進助成金の対象者拡充 借主も対象に 賃借人:補助率1/5（上限10万円）
（賃貸人:補助率1/5（上限5万円））
賃貸物件の空き家情報バンクの活性化を図るため、これまで貸主にのみ交付した賃貸借促進助成金に借主を追加する。